

平成28年12月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 租税債権存在確認請求事件

口頭弁論終結日 平成28年11月16日

判 決

原告 国

被告 Y

主 文

- 1 原告が、被告に対し、別紙1租税債権目録記載の租税債権を有することを認める。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

請求原因は別紙2訴状の写しの「第2 請求の原因」に記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

証拠(甲1～11の2)及び弁論の全趣旨によれば、請求原因事実は全て認められる。

なお、裁判所法74条は、裁判所では日本語を用いると定めるところ、被告は、当裁判所に対し、外国語で作成された文書を提出したが、その文書には訳文が添付されていないから、上記の文書を準備書面や書証として取り扱うことはできない。

よって、原告の請求は理由があるから認容することとして、主文のとおり判

決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 古田 孝夫

裁判官 大竹 敬人

裁判官 大島 崇史

(別紙1)

租 税 債 権 目 録

納税地 東京都
氏 名 Y

上記の者の平成27年12月28日現在における滞納税額は、以下のとおりである。 (税額単位・円)

順号	税目	課税区分	課税期間	法定納期限等	納期限	本税	区分	加算税等	延滞税
1	申告所得税	決定	平成18年分	平成22.12.24	平成23.1.24	22,093,000	無	4,393,000	要す
2				以	下	余	白		
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
合 計						22,093,000		4,393,000	要す
滞納処分費									—
総 計								26,486,000	ほか法律による延滞税

(注1) 本税額が未納のものについては、本税が完納に至るまで、国税通則法第60条及び租税特別措置法第94条の規定に基づく延滞税が加算される。

(注2) 加算税等欄の「無」は無申告加算税を示す。

(別紙2)

訴 状

平成28年1月20日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告	国
被告	Y

租税債権存在確認請求事件

訴訟物の価額 金2648万6000円

貼用印紙額 金10万1000円

第1 請求の趣旨

- 1 原告が、被告に対し、別紙租税債権目録記載の租税債権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1 被告の現況等

被告は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国に国籍を有する女性であり（甲第1、2号証）、肩書住所地に居住しており（甲第3号証）、日本国内に住所又は居所を有していたことはない。

2 原告が被告に対して有する租税債権

- (1) 被告は、平成18年1月25日、自己の有する株式会社A（日本法人）の株式150万株を、B株式会社（日本法人）に対し、代金1億5000万円で譲渡した（甲第3号証、以下「本件譲渡」という。）。
- (2) 麴町税務署長は、平成22年12月24日、被告に対し、別表のとおり、本件譲渡による譲渡所得につき、平成18年分所得税の決定及び加算税の賦課決定の各処分（以下「本件各決定処分」という。）を行い、本件各決定処分に係る通知書は、平成23年1月に被告に送達された（甲第4号証ないし第7号証）。なお、その後、本件各決定処分に対する被告からの不服申立てはないまま、その申立期限を徒過している。
- (3) 被告は、本件各決定処分に基づいて納税義務を負うこととなった（本税2209万3000円及び無申告加算税439万3000円の合計2648万6000円並びにうち未納本税額に対する未確定延滞税を要す。）が、その全額を納付しておらず、原告は、平成27年12月28日現在、被告に対して、別紙租税債権目録に記載のとおり租税債権（以下「本件租税債権」という。）を有している（甲第8号証）。

3 滞納処分等の状況

- (1) 麴町税務署長は、平成23年2月28日、国税通則法（以下「通則法」という。）37条1項の規定に基づき、被告に対し、督促状によりその納付を督促し（甲第9号証）、当該督促状は、平成23年3月4日頃、肩書住所において被告に送達された（甲第10号証の1及び2）。
- (2) 麴町税務署長は、平成23年3月24日、東京国税局長に対し、通則法43条3項の規定に基づき、本件租税債権について徴収の引継ぎを行った。
- (3) 東京国税局徴収職員は、平成27年12月11日付けで、被告に対し、納付催告書（甲第11号証の1及び2）を送付した（甲第12号証の1及び2）。

4 本件各決定処分により本件租税債権の消滅時効が中断したこと

- (1) 通則法72条1項は、国税の徴収権は、その国税の法定納期限から5年間行使しないことによって、時効により消滅すると定めているが、同法73条は、国税の徴収権の時効の中断及び停止について規定し、同法72条3項は、国税の徴収権の時効については、同法第7章第2節（72条及び73条）に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用すると規定している。これらの規定によれば、国税の徴収権の時効は、通則法73条1項各号所定の処分の効力が生じた時又は同法72条3項において準用する民法147条各号所定の事由により中断し、通則法73条1項各号に掲げる期間を経過した時（同項各号所定の事由による時効中断の場合）又は中断の事由が終了した時（民法147条各号所定の事由による時効中断の場合。同法157条1項）から更に進行することとなる。
- (2) これを本件についてみると、前記2（2）のとおり、平成22年12月24日に本件各決定処分が行われたことにより、通則法35条2項2号の規定による納期限（決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日）までの期間、本件租税債権の消滅時効は中断し、同期間経過後の平成23年1月25日から新たに時効が進行することになる（通則法

73条1項1号)。

5 本件租税債権存在確認請求の必要性（確認の利益）

原告は、被告に対して本件租税債権を有しているが、日本国内における被告の財産が現在見当たらないことから、被告に対する滞納処分等による時効中断措置を執ることはできない。

したがって、このまま放置すれば、本件租税債権につき消滅時効が完成し、本件租税債権は時効により消滅するおそれがあることから、時効中断のために本件訴訟を提起するものであり（民法147条1号）、確認の利益は認められる。

第3 結語

よって、原告は、時効の進行を中断するため、被告に対し、本件租税債権を有することの確認を求める次第である。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 証拠説明書 | 1通 |
| 3 | 甲第1号証ないし第12号証の2の写し | 各1通 |
| 4 | 指定書 | 3通 |

租 税 債 権 目 録

納税地 東京都
氏名 Y

上記の者の平成27年12月28日現在における滞納税額は、以下のとおりである。(税額単位・円)

順号	税目	課税区分	課税期間	法定納期限等	納期限	本税	区分	加算税等	延滞税
1	申告所得税	決定	平成18年分	平成22.12.24	平成23.1.24	22,093,000	無	4,393,000	要す
2				以	下				
3					余				
4					白				
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
合 計						22,093,000		4,393,000	要す
滞納処分費									—
総 計								26,486,000	ほか法律による延滞税

(注1) 本税額が未納のものについては、本税が完納に至るまで、国税通則法第60条及び租税特別措置法第94条の規定に基づく延滞税が加算される。

(注2) 加算税等欄の「無」は無申告加算税を示す。

別表

所得税の決定・無申告加算税の賦課決定の状況

(税額単位・円)

税目	課税区分	課税期間	決定年月日	本税の額	加算税の額
申告所得税	決定	平成18年分	平成22. 12. 24	22,093,000	4,393,000